

平成22年度税制改正

【個人所得課税】

◆ 扶養控除の見直し

| | | 所得税 | 住民税 |
|-----------------|------------|-----------|-----------|
| 70歳以上 | 同居老親 | 58万円 | 45万円 |
| | 老人扶養 | 48万円 | 38万円 |
| 23歳以上70歳未満 | | 38万円 | 33万円 |
| 特定扶養親族 | 19歳以上23歳未満 | 63万円 | 45万円 |
| | 16歳以上19歳未満 | 63万円→38万円 | 45万円→33万円 |
| 年少扶養親族 16歳未満 | | 38万円→廃止 | 33万円→廃止 |

19歳未満の子どもがいる家庭については、上記のように所得控除が見直されるとともに、次のような家計支援が行われる。

| 対象者 | 所得控除の見直し | 家庭支援 |
|---------------------|-----------------------------------|--|
| 16歳以上19歳未満の子どもがいる家庭 | 特定扶養控除の減額 (所得税25万円、住民税12万円) | 公立高校の授業料無料化 ※1 中学校卒業までの子ども1人当たり 月2万6,000円の手当を支給(初年度半額) |
| 16歳未満の子どもがいる家庭 | 16歳未満の扶養控除廃止 (所得税38万円、住民税33万円) | |

※1 私立の場合は年収に応じ、就学支援金が学校へ支給される。この場合、生徒が高校に申請し、国から都道府県に支払われる支援金相当額が授業料から減額される。

※2 初年度は半額

◆ 少額投資非課税

上場有価証券の上場株式等の配当金についての本税は 10%に引き下げられていたが、平成 24 年度より 20%に戻るが、これによる個人投資家の投資離れを防ぐため、年間 100 万円までの少額投資に限った優遇税率が平成 24 年より導入される。

具体的には、平成 24 年から 26 年までの3年の間に、年間投資額(設定日からその年 12 月 31 日までの取得対価の額の合計額)100 万円以下の非課税口座を開設し、それぞれ 10 年以内に支払いを受けるべきものについては所得税及び住民税を課されない。

◆ 保険料控除の改組

平成 24 年分以降の所得税について、生命保険料控除の合計適用限度額を 10 万円から 12 万円に引き上げる。平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等については、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除のほか、新たに介護医療保険料控除を設け、それぞれの適用限度額を 4 万円(合計限度額 12 万円)とする。

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る生命保険料控除は、今まで通り一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額 5 万円)を適用する。

◆ 寄付金控除

所得税の寄付金控除の適用下限額を 2,000 円(現行 5,000 円)に引き下げる。

【法人課税】

◆ グループ内法人税制

会社法や組織再編税制の整備を背景に、グループ法人の一体的運営が加速する中で、グループ内取引等に係る税制が創設された。下記の改正は平成 22 年 10 月 1 日((1)⑤のみ平成 22 年 4 月 1 日)以後開始事業年度より適用される。

(1) 100%グループ内取引等に係る税制

- ① 100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生じた資産の譲渡損益は、その資産のグループ外への移転等のときに、その移転を行った法人において計上する
- ② 100%グループ内の法人間の非適格株式等を、完全子法人等の資産の時価評価制度の対象から除外する
- ③ 100%グループ内の内国法人間の寄付金について、支出法人等側は全額損金不算入とし、受領法人側は全額益金不算入とする
- ④ 100%グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含む)は、組織再編税制の一環として位置付け、譲渡損益の計上を繰り延べる(この場合、源泉徴収等を行わない)
- ⑤ 100%グループ内の内国法人からの受取配当につき、益金不算入を適用する場合の負債利子控除を廃止する
- ⑥ いわゆる無対価組織再編について、その処理の方法等を明確化する

※100%グループ内の法人とは、完全支配関係(原則として発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係)にある法人をいう

(2) 資本に関する取引等に係る税制

- ① 100%グループ内の内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合は、譲渡損失を計上しない
- ② 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が、自己株式として取得された際に生ずるみなし配当等については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含む)を適用しない
- ③ 合併法人が保有する被合併法人株式(抱合株式)は、非適格合併の場合も譲渡損益を認識しない
- ④ 清算所得課税を通常の所得課税に移行し、その際に期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等を行う
- ⑤ 適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件を見直す
- ⑥ 分割型分割については、みなし事業年度を設けないことにする

◆ 「一人オーナー会社課税制度」の廃止

いわゆる「一人オーナー会社課税制度」といわれる特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度を廃止する。(平成 22 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用)なお、オーナー給与の在り方については個人事業主との課税の不均衡を是正する必要がある、その為の抜本的措置を平成 23 年度改正で講じる。

◆ その他

- ・外国子会社合算税制を見直し、「トリガー税率」を 20%以下に引き下げる
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例期限を 2 年延長する
- ・交際費等の損金不算入制度を 2 年延長し、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年延長する

【資産課税】

◆ 住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置等

贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者を適用対象者に限定した上で、非課税限度額(改正前 500 万円)を次のように引き上げる。

- ・平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者・・・1,500 万円
- ・平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者・・・1,000 万円

この改正は平成 22 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用。ただし、平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前の制度と選択適用できる。

また、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例については、特別控除の上乗せ(改正前 1,000 万円)の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を 2 年延長する。

◆ 小規模宅地等の相続税の課税の特例

① 事業非継続・居住非継続の宅地等に係る見直し

| 宅地等 | | 改正前 | | 改正後 | |
|-----------|------|------|------|----------|------|
| | | 上限面積 | 軽減割合 | 上限面積 | 軽減割合 |
| 事業用 | 事業継続 | 400㎡ | ▲80% | 400㎡ | ▲80% |
| | 非継続 | 200㎡ | ▲50% | 適用対象から除外 | |
| (内 不動産貸付) | 事業継続 | 200㎡ | ▲50% | 200㎡ | ▲50% |
| | 非継続 | 200㎡ | ▲50% | 適用対象から除外 | |
| 居住用 | 事業継続 | 240㎡ | ▲80% | 240㎡ | ▲80% |
| | 非継続 | 200㎡ | ▲50% | 適用対象から除外 | |

- ② 居住または事業を継続する者とし不在者が宅地等を共同相続した場合には、取得した者ごとに適用要件を判定
- ③ 居住用の部分と貸付用の部分があるマンションの敷地等については、それぞれの部分ごとに案分して軽減割合を計算
- ④ 居住用宅地等が複数ある場合の適用対象は、主として居住の用に供されていた一つの宅地等であることを明確化

◆ 定期金に関する権利の評価

《改正前》

1. 給付事由が発生(被保険者死亡等)の場合

- ① 有期定期金・・・「給付金総額×残存期間に応じた割合※」か「1 年間に受けるべき金額×15 倍」のいずれか低い額

※残存期間に応じた割合 : 5 年以下・・・70%、5 年超 10 年以下・・・60%、15 年超 25 年以下・・・40%
25 年超 30 年以下・・・30%

- ② 無期定期金・・・1 年間に受けるべき金額×15 倍

- ③ 終身定期金・・・1 年間に受けるべき金額×受給権者の年齢に応じた倍数(1~11 倍)

2. 給付事由が未発生の場合

払込済保険料等(総額)×払込開始時からの経過期間に応じた割合(90%~120%)

《改正後》

1. 給付事由が発生(被保険者死亡等)の場合

有期定期金・無期定期金・終身定期金ともに次の①～③のうち、いずれか高い額で評価

①解約返戻金相当額

②定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合は、一時金相当額

③予定利率等を基に算出した金額

2. 給付事由が未発生の場合

原則として解約返戻金相当額で評価

なお、1は原則として平成 23 年 4 月 1 日以後の、2は平成22年 4 月 1 日以後の相続、遺贈または贈与に係る相続税・贈与税について適用される。

【消費課税】

◆ 揮発油税等の暫定税率

現行の 10 年間の暫定税率を廃止するが、当分の間は現在の税率水準を維持する。ただし、平成 20 年度のような原油価格の異常高騰時(指標となるガソリン価格の平均が、連続3ヵ月にわたり、160 円/ℓを超えることとなった場合)は、本税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずる。

◆ 自動車重量税

平成 22 年度は現行の 10 年間の暫定税率を廃止した上で、次世代自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車等)には本則税率と適用するとともに、次世代自動車以外のガソリン車等はCO2 排気量が倍程度多いため、本則税率の 2 倍の税率とする。

なお、いわゆる「エコカー減税」は平成 24 年 4 月末まで維持する。(次世代自動車→免税、平成 22 年度燃費基準+25%達成等→▲75%、同+15%達成等→▲50%)

◆ たばこ税の税率引上げ

平成 22 年 10 月 1 日より 1 本当たり 3.5 円(国・地方それぞれ 1.75 円)の引き上げを行う(価格上昇は 5 円程度)

【その他】

◆ 認定NPO法人に係る措置の見直し

認定 NPO 法人制度について、認定手続きと申請書類等の簡略化を行う。

◆ 租税罰則の見直し

脱税犯に係る懲役刑の上限を 10 年(現行 5 年)に引き上げる等、国税関係の罰則を見直す。(平成 22 年 6 月 1 日以後にした違反行為について適用)